

東京立正短期大学の発注等に関する取引停止等の取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、東京立正短期大学が、物品購入、サービスの提供、建設、修繕工事を発注するに際し、販売、提供する者ならびに工事等請負業者に対して、取引停止等の必要が生じた場合の措置について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における「取引停止」とは、競争入札への参加停止、指名停止、随意契約および見積もり等による業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、業者が別表の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合、理事会の議を経て、業者について取引停止を行うことができる。

(下請負人に関する取引停止)

第4条 学長は、第3条により取引停止を行う際、当該取引停止に責を負うべき下請け人がある場合は、情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5条 学長は、第3条により取引停止を行う者が共同企業体の一部あるいは全てである場合、情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(取引停止期間の特例)

第6条

(1) 業者が1つの事案において別表各号の2つ以上の措置要件に該当したときは、該当する措置要件の中で最も長い最短期間および最長期間を適用する。

(2) 業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、最短期間を別表各号に定める最短期間の2倍とする。

ア 取引停止の期間満了から1年以内に再度取引停止となったとき

イ 取引停止の期間満了から3年以内に別表の同じ号に抵触して再度取引停止となったとき

(3) 学長が、業者に極めて悪質な事由があると認定した場合は、理事会の議を経て、最長期間を超えて取引停止とすることができるものとする。

(4) 学長は、取引停止期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認定した場合は、理事会の議を経て、取引停止を解除することができるものとする。

(取引停止の通知)

第 7 条 学長は、第 3 条、第 4 条あるいは第 5 条の規定において取引停止を行う場合、また、第 6 条各号に定める規定によって取引停止期間を変更または解除する場合は、当該業者に対して書面により通知するものとする。

(指名等の取り消し)

第 8 条 取引停止された業者について、競争入札の指名を行っていたり見積書の提出を依頼したりしている場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(下請等の禁止)

第 9 条 取引停止期間中の業者は、本学の契約にかかわる全部または一部を下請けすることとはできないものとする。ただし、当該業者が都市引き停止の期間開始前に下請けし、または完成保証人となっている場合は、この限りではないものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第 10 条 学長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対して事情聴取し、書面または口頭での警告または注意喚起や、再発防止計画書などの提出を要求できるものとする。

(事務)

第 11 条 本規則にかかわる運営事務は総務部の所管とする。

(改廃)

第 12 条 本規則の改廃は、学長が発議し、理事会が決定する。

附則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（措置基準 第3条関係）

取引停止の措置基準

措置要件	取引停止期間		
	起算日	最短期間	最長期間
（虚位記載） 1 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争または随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日	1 ヶ月	6 ヶ月
（落札決定後の契約辞退） 2 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札決定後に契約締結を辞退したとき。	当該認定をした日	1 ヶ月	9 ヶ月
（贈賄） 3 次のア、イまたはウにあげる者が本学の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 業者である個人または業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下、「代表役員等」という。） イ 業者の役員（執行役員を含む。）またはその支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アにあげる者以外の者（以下、「一般役員等」という。） ウ 業者の使用人でイにあげる者以外の者（以下、「使用人」という。） 4 次のア、イまたはウにあげる者が官公庁その他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕または公訴を知った日	4 ヶ月 3 ヶ月 2 ヶ月 3 ヶ月 2 ヶ月 1 ヶ月	12 ヶ月 9 ヶ月 6 ヶ月 9 ヶ月 6 ヶ月 3 ヶ月
（独占禁止法違反行為） 5 次のア、イにあげる契約に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1項第1号に違反し、契約の相手として不適当であると認められるとき。 ア 本学発注の契約 イ 官公庁その他の公共機関発注の契約 6 本学または官公庁その他の公共機関の契約に関し、次のアまたはイにあげる場合に該当することとなったとき。 ア 独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（代表役員等または一般役員等もしくは使用人が刑事告発を受け、または逮捕された場合を含む。） イ 代表役員等または一般役員等もしくは使用人が競争入札妨害または談合の容疑により逮捕され、もしくは逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。	当該認定をした日 刑事告発、逮捕または公訴を知った日	3 ヶ月 2 ヶ月 6 ヶ月 6 ヶ月	9 ヶ月 9 ヶ月 24 ヶ月 24 ヶ月